

京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託 仕様書

1 業務委託名

京都市外国籍市民等意識・実態調査業務委託

2 目的

本市では、令和3年3月に「京都市国際都市ビジョン」を策定し、目指す国際都市像の1つに「多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち」を掲げ、外国籍の方をはじめとしたあらゆる市民にとって暮らしやすく、住みよいまちとなるよう、これまでから多文化共生施策に取り組んでいる。一方で、外国籍市民の人数は、令和6年12月末には過去最高の約6万1千人を記録するなど急激に増加しているとともに、近年、東南アジア諸国の国籍者や、留学や就労目的の在留資格者が伸長するなど、外国籍市民を取り巻く状況は大きく変化している。

今後、世界から多様な人材や企業を引き付けるとともに、外国籍市民との共生を推進し、外国籍市民が安心して快適に暮らすために、外国籍市民の現状ニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するためのアンケート調査を実施する。

3 委託業務の内容

今後、海外から多様な人材が集うことを見据え、外国籍市民の現状ニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するとともに、受入環境の充実を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 調査の概要

ア 調査対象

京都市内に住民登録のある18歳以上の外国籍市民及び日本人市民から無作為抽出した方を対象

イ 調査手法

設問法による無記名のアンケート調査（郵送配布、郵送回答・WEB回答併用）を基本とし、加えて必要なサンプル数を確保できるよう創意工夫を図り、適切に調査を実施すること。

ウ サンプル数

外国籍市民及び日本人から各々1,000件のサンプルの回収を目標とし、予定設問数による平均回収率等を考慮し、以下の人数を調査対象者の目安とする。なお、1,000件のサンプル数確保のために、予算の範囲内で以下の調査対象者数の増減を図り、適切に調査を実施すること。

・外国籍市民：5,000人

・日本人市民：3,000人

エ 調査言語

日本語（やさしい日本語）、中国語（簡体字）、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語

オ 設問数

外国籍市民50問程度、日本人市民30問程度

(2) 委託業務内容

ア 調査運営計画（工程表を含む）の作成

イ 調査に係る調査票の内容検討

ウ 調査票の発送に係る業務等

(f) 調査票の作成、翻訳、印刷（プレテストの実施を含む）

(g) WEB調査システムの構築及び動作確認

(h) 調査対象者データの重複チェック（宛名データは本市から提供）

(i) 送付用封筒の印刷、宛名シールの購入・貼付

- (㊦) 返信用封筒の印刷
- (㊧) 調査票等の封書詰め、発送
- (㊨) 督促等の実施（督促ハガキの印刷、発送等）

エ 調査実施時における調査対象者からの質疑及びクレーム等に対応する体制構築

オ 調査票の回収作業及びデータ入力

カ 調査結果の集計（単純集計及びクロス集計）、集計結果に基づく分析及び考察

キ 上記を踏まえた調査報告書の作成及び提出

ク 外部専門家への意見聴取

上記イ及びカの実施のタイミングに合わせて、本市が指定する外部専門家（2名以内）へ、調査設計時の設問検討（イ）及び調査結果分析（カ）について、本市の指示により随時、意見聴取を行うこととし、必要な謝礼（1回あたり1万円程度。総額10万円の範囲内を想定）について受託者から支払うこととする。

ケ 本市職員との打合せ等（業務の進捗に合わせ、月に1回程度は打合せの場を設定することとする）

4 納入成果物

納品物	様式		納期（※2）	部数 （紙のみ）
	紙	電子データ （※1）		
調査運営計画書 （工程表含む）		●	令和7年5月中旬	—
調査票（WEB調査票含む）	●	●	令和7年6月下旬	5部
調査結果の集計票及び回答 の入力データ（速報値）		●	令和7年8月中旬	—
調査結果の概要（速報）		●	令和7年8月中旬	—
調査結果の集計票及び回答 の入力データ（最終版）	●	●	令和8年3月下旬	5部
調査結果報告書（製本冊子）	●	●	令和8年3月下旬	30部
調査結果報告書【概要版】 （パンフレット）	●	●	令和8年3月下旬	5部

※1 電子データは、エクセル、ワード又はパワーポイントのいずれかの形式のファイルと、pdf形式のファイルの両方をCD等に格納し、上記納期限までに1部提出すること。

※2 納期は大体のものであり、別途指示する。また、状況により前後する可能性がある。

5 個人情報保護の徹底

受託者は、委託業務を遂行するに当たり、地方公務員法第34条の「守秘義務」規定及び「京都市個人情報保護条例」を理解し、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の不適切な使用、紛失、流出等が、信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。

受託者は、その認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」に基づく安全管理措置を理解し、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し維持するとともに、これに携わる者すべてに個人情報の保護を徹底すること。また、本業務の受託に伴い、本市より、個人情報取扱事務の委託等に関する安全管理措置に伴う対応を求められた場合には、受託者として、個人情報保護法第66条第2項第1号に規定する法令上の義務を理解し、誠意をもって対応すること。

(1) 保護すべき対象

個人の氏名、生年月日、性別、個人番号、住所、電話番号及び世帯構成等をはじめとする情報、個人や

法人、行政庁の生活、活動に関するもののうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものを対象とする。

(2) 保護すべき情報の取扱い

受託者は、個人情報保護の必要性と、保護できなかった場合のリスク等を十分に認識し、個人情報保護を徹底すること。

本仕様書における個人情報に対する保護とは、保護して安全である状態に保つことをいい、よって、意図的、過失を問わず、受託者による個人情報の漏えいのほか、滅失、棄損、改ざん、盗難等があるてはならない。

また、受託者は、個人情報を委託業務以外の目的で使用する、不適切な事務処理等により特定の個人に対して有利に委託業務を遂行すること及び書類やデータについて本市の承諾なしに複写又は複製してはならないほか、第三者への秘密情報の漏えいにつながる事務処理や管理をすることがあってはならない。

なお、受託者は、本市の個人情報保護条例、高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規定及び情報セキュリティポリシー（京都市情報セキュリティ対策基準を含む。）を遵守することとする。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の遂行上知ることができた秘密を漏らすことがあってはならないほか、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても秘密を漏らしてはならない。

なお、受託者は委託業務開始に際し、委託業務に携わるすべての者の個人情報取扱いに係る秘密保護の徹底等を明記した自署と捺印がある誓約書を本市に提出しなければならない。

(4) 事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、委託業務遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理等により、個人情報保護ができなかった又は保護できていない可能性が生じた場合、直ちに本市に報告し、必要に応じて本市の指示に従い対応するものとし、この場合に生じた費用は、すべて受託者が負担することとする。

また、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅延なく本市に提出することとする。

6 スケジュール（案）

令和7年4月上旬	委託契約締結
4月中旬～5月中旬	調査設計検討（専門家等の意見聴取を含む）
5月中旬～6月下旬	調査票の作成及び翻訳（印刷、WEB 調査票構築及び動作確認）
7月上旬	調査票の送付
8月～	調査票の集計及び分析
8月中旬	調査結果概要（速報）を作成
令和8年3月まで	調査結果報告書の作成

7 留意事項

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

(3) 本市との連携

業務の円滑な進行のため、本市の担当者との連絡を密にして業務にあたること。進捗管理のため月に1回程度対面（リモートも可）での打ち合わせの場を持つこととし、業務の進捗に遅延がある等があれば、直ちに本市に報告し、本市担当者と協議の上、指示に従うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。